

公安委員会に対する「申出制度」について

申出制度とは？

銃砲や刀剣類を所持する人が、言動等から、所持している銃砲刀剣類を使用して人に危害を加えたり、自殺するおそれがあると思われるときに

- ① 同居している方
- ② 近所にお住まいの方
- ③ 同じ職場の方

が、その内容を公安委員会に申し出ることができる制度です。

(①、②、③に当てはまらない方でもお気軽に御相談下さい。)

どこに申し出をすればいいのですか？

警察本部または、最寄りの警察署、交番、駐在所で受け付けています。

申し出の方法はどのようにすればいいのですか？

口頭、文書、Eメール、FAX等により、次の事項を申し出て下さい。

- ① あなたの氏名、連絡先、住所又は勤務先
- ② 申し出の対象となる銃砲刀剣類所持者の住所、氏名等
- ③ あなたと申し出の対象となる銃砲刀剣類所持者との関係
- ④ 申し出ることとなった理由

(申し出る理由の一例)

- ・ 銃を持つ夫が、酒に酔って暴れる。
- ・ 隣に住む銃を持つ人の家で、夫婦げんかが絶えない。
- ・ 銃を持つ職場の同僚が、ここ最近、意味不明な言動が目立っている。

**銃砲刀剣類を使用した事件・事故を防ぐためにも、
「銃を持つあの人、大丈夫？」と不安を感じたら御相談下さい。**

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの警察署、交番、駐在所、又は
- ・ 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 許可等事務審査室審査第一係

電話：098-862-0110（内線3033・3034）